

賃 貸 借 契 約 書（案）

賃借人 新潟県病院事業管理者（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、新潟県立病院の輸液ポンプの賃貸借に関し次のとおり契約を締結する。

（賃貸借品名）

第1条 乙が、甲に賃貸する機器（以下「機器」という。）は、次のとおりとする。

- （1）機 器 輸液ポンプ
- （2）機 種
- （3）数 量 75 台
- （4）場 所 新潟県立坂町病院
新潟県立十日町病院
※各病院の住所及び設置台数は別紙記載のとおり

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 1ヶ月あたりの機器の賃貸借料金は、金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 消費税及び地方消費税額は将来において税率の改定、その他の事由により算定方法に変更が生じた場合には、変更されるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に係る権利及び義務並びに業務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承させ、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（遵守事項）

第6条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）乙は、機器を正常な状態で使用できるよう、適切な保守管理を行い、常に正常な機能の状態を維持すること。
- （2）機器が故障した場合については甲乙協議し、甲の業務に支障が生じないようにすること。

（調査協力等）

第7条 甲は、必要があると認めたときは、機器の状況について随時に調査をし、乙に対して所要の報告書若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(請求及び支払方法)

第9条 甲は、乙から適正な支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に甲の定める方法により支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき、又は、契約の履行が不完全だと認められたとき。
- (2) 乙が、故意又は過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、銀行取引を停止されたとき。
- (4) 乙が、この契約を履行することができないと認められたとき。
- (5) 甲の業務運営方針が変更されたとき。
- (6) 契約期間中に甲の予算の減額又は削減があったとき。

第11条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(善管注意義務)

第12条 甲は、機器を善良なる注意を持って使用しなければならない。

2 甲は、機器を紛失、又は甲の責任に帰すべき理由により使用に耐えない状態にしたときは、甲はその損害額を乙に返還しなければならない。

(機器の返還)

第13条 甲は、契約期間が満了した場合又は第10条の規定により契約が解除された場合は、速やかに機器を乙に返還しなければならない。

(損害保険)

第14条 乙は、機器について動産総合保険契約を締結し、その費用は賃貸借料に含めるものとする。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、決定する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県病院事業管理者
新潟県病院局長 金 井 健 一

乙

(別紙)輸液ポンプ設置場所一覧

	施設名	(社製)
		台数
①	(住 所)新潟県村上市下鍛冶屋589番	35
	(施設名)新潟県立坂町病院	
②	(住 所)新潟県十日町市高田町3丁目南32番地9	40
	(施設名)新潟県立十日町病院	
	(合計)	75